

青森県報

第三千四十六号

平成二十一年
二月十二日
(木曜日)

目次

告 示

国定公園に関する公園事業の変更……………(自然保護課) ……一
 保安林の指定施設要件の変更予定……………(林 政 課) ……二
 右 同……………(同) ……二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活) ……三
 右 同……………(文 化 課) ……三
 肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・) ……三
 肥料登録の失効……………(安心推進課) ……三
 出先機関……………(同) ……三
 道路の位置の指定……………(上北地域) ……四
 (県民局) ……四

告 示

青森県告示第八十九号

自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)第七条第四項の規定により決定した下北半島国定公園に関する公園事業を変更したので、同法第八条第四項において準用する同法第七条第六項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、変更後の公園事業の位置を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課、

むつ市役所、東通村役場及び佐井村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

湯の川越釜臥山線道路(車道)事業(昭和五十九年七月二十一日青森県告示第五百六十九号で公示)の変更

変更後の公園事業の名称	位 置
恐山湯の川越線道路(車道)事業	起点 むつ市(一本杉・国定公園境界) 終点 むつ市(八滝・国定公園境界) 終点 むつ市(ゴネ沢・国定公園境界) 終点 湯野川・国定公園境界 終点 下北郡佐井村(湯ノ川越・国定公園境界)

恐山釜臥山線道路(車道)事業(昭和四十四年七月二十九日青森県告示第四百九十六号で公示)の変更

変更後の公園事業の名称	位 置
恐山釜臥山線道路(車道)事業	起点 むつ市(恐山・車道分岐点) 終点 釜臥山・車道合流点

釜臥・障子・北国山線道路事業(昭和四十六年十一月二十七日青森県告示第九百四十二号で公示)の変更

変更後の公園事業の名称	位 置
釜臥障子北国山線道路(車道)事業	起点 釜臥山・国定公園境界 終点 釜臥山 終点 障子山 終点 釜臥山

九艘泊線事業（昭和四十六年七月十七日青森県告示第六百五号で公示）の変更

変更後の公園事業の名称	位 置
九艘泊線道路（車道）事業	起点 むつ市（脇野沢・国定公園境界） 終点 むつ市（九艘泊）

尻屋崎線道路（車道）事業（平成三年七月十日青森県告示第四百五十八号で公示）の変更

変更後の公園事業の名称	位 置
尻屋崎線道路（車道）事業	起点 下北郡東通村（八峠・国定公園境界） 終点 下北郡東通村（八重越・国定公園境界）

青森県告示第九十号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
平川市尾崎黒倉沢一の一・一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
尾崎黒倉沢一の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第九十一号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
平川市尾崎黒倉沢一の一・一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人介援隊

三 代表者の氏名

入江 克昌

四 主たる事務所の所在地

青森市大字安田字近野三六六の六

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害をもつた人が住みなれた地域で、安心して自立した生活ができるように、介護福祉に関する事業を行い、地域福祉の増進に努めるとともに、広く専門的能力を有する人材の養成を行い、雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わんどネット

三 代表者の氏名

竹鼻 美智子

四 主たる事務所の所在地

五所川原市大字栄町一八の七三

五 定款に記載された目的

この法人は、若年無業者及び中高年齢労働者等、職を求め人達に対して、就労する為の補助支援に関する事業を行い、企業・学校・行政そして地域とともに取組んだ活動により、一人でも多くの未就労者が就職できるように寄与することを目的とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十一年十一月二十五日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第二八号	炭酸カルシウム肥料	五三・炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 五三・	公定規格のとおり	八戸炭酸カルシウム工業株式会社 三戸郡折上町大字角柄字柳平二八の六

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

登録番号 青森県第 二八号	肥料の種類 魚かす粉末	肥料の名称 七・魚か す粉末	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 七・〇 りん酸全量 七・〇	その他の 規格 該当なし	生産業者の 氏名又は 名称及び住所 秋田県秋田市 卸町三丁目三 の
---------------------	----------------	----------------------	---	--------------------	--

上北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月十二日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

位 置 十和田市西二十一番町二 七六の七	延 長 六〇・四六メートル	幅 員 六・〇〇メートル	指 定 年 月 日 平成 三・一・二七
----------------------------	------------------	-----------------	------------------------------

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭